

官報 号外

昭和五十二年十一月十六日

○第八十二回 参議院會議録第十号

昭和五十二年十一月十六日(水曜日)

午前十時三分開議

○議事日程 第十号

昭和五十二年十一月十六日

午前十時開議

- 第一 漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 第二 一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計からする繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の會議に付した案件
議事日程のとおり

○議長(安井謙吉) これより會議を開きます。

日程第一 漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長鈴木省吾君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決し

昭和五十二年十一月十六日 参議院會議録第十号

漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案

た。
よつて国会法第八十三条により送付する。
昭和五十二年十月二十七日

参議院議長 安井 謙殿
衆議院議長 保利 茂

漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案
漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律

漁業水域に関する暫定措置法(昭和五十二年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。
第十五条中「除くほか、」の下に「第二十三条から第二十五条までの規定の実施に必要な手続その他これらの規定の施行に必要な事項については、主務省令で、その他」を加える。

第二十二條の次に次の四條を加える。
(担保金等の提供による釈放等)

第二十三條 この法律の規定に違反した罪その他の政令で定める罪に当たる事件(以下「事件」という。)に関して拿捕(船舶を押収し、又は船長その他の乗組員を逮捕すること)をいう。以下同じ。が行われた場合には、司法警察員である者であつて政令で定めるもの(以下「取締官」という。)は、当該拿捕に係る船舶の船長(船長に代つてその職務を行う者を含む。)及び違反者に対し、遅滞なく、次に掲げる事項を告知しなければならぬ。ただし、事件が政令で定める外国人が行う漁業又は水産動植物の採捕に係るも

のであるときは、この限りでない。
一 担保金又はその提供を保証する書面が次条第一項の政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、遅滞なく、違反者は釈放され、及び船舶その他の押収物(以下「押収物」という。)は返還されること。
二 提供すべき担保金の額
前項第二号の担保金の額は、事件の種類及び態様その他の情状に応じ、政令で定めるところにより、主務大臣の定める基準に従つて、取締官が決定するものとする。

第二十四條 前条第一項の規定により告知した額の担保金又はその提供を保証する書面が政令で定めるところにより主務大臣に対して提供されたときは、主務大臣は、遅滞なく、その旨を取締官又は検査官に通知するものとする。
二 取締官は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者を釈放し、及び押収物を返還しなければならない。
三 検査官は、第一項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、違反者の釈放及び押収物の返還に関し、必要な措置を講じなければならない。

第二十五條 担保金は、主務大臣が保管する。
二 担保金は、事件に関する手続において、違反者がその求められた期日及び場所に出頭せず、又は返還された押収物で提出を求められたものがその求められた期日及び場所に出頭されなかつたときは、当該期日の翌日から起算して一月を経過した日に、国庫に帰属する。ただし、当該期日の翌日から起算して一月を経過する日までに、当該期日の翌日から起算して三月を経過する日以前の特定期日に出頭し又は当該押収物を提出する旨の申出があつたときは、この限りでない。

三 前項ただし書の場合において、当該申出に係る特定の日に違反者が出頭せず、又は当該押収物が提出されなかつたときは、担保金は、その日の翌日に、国庫に帰属する。
四 担保金は、事件に関する手続が終了した場合等その保管を必要としない事由が生じた場合には、返還する。
(主務大臣等)
第二十六條 前三條における主務大臣及び第十五條における主務省令は、政令で定める。
附則
(施行期日)
一 この法律は、公布の日から施行する。
(経過措置)
二 この法律の施行前に改正後の漁業水域に関する暫定措置法第二十三條第一項に規定する事件に関して拿捕された船舶の船長その他の関係者から提供された現金又はその提供を保証する書面で同法第二十四條第一項の規定による担保金又はその提供を保証する書面に相当するものは、同項の規定により提供された担保金又はその提供を保証する書面とみなす。

○鈴木省吾君登壇「拍手」
鈴木省吾君 たいだいま議題となりました法律案について、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。
本法律案は、漁業水域で拿捕した外国漁船について、担保の提供を条件として早期に釈放することとが国際的に一般化しつつある現状に対応して、わが国においても、漁業水域に関する暫定措置法等の違反により拿捕した外国漁船及びその乗組員に関し、適当な担保の提供により、これを早期に釈放するための制度の整備を図らうとするものであります。
委員会におきましては、担保金の基準のあり方、ソ連漁船の取り締まりの実態、頻発するソ連監視船によるわが国漁船拿捕の実態と対策、海上保安庁の警備体制の現状と拡充対策等について質疑が行われました。
質疑を終了し、別に討論もなく、採決の結果、

昭和五十二年十一月十六日 参議院會議録第十号

本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、川村理事より、自民、社会、公明、共産、民社、二院クラブ共同の附帯決議案が提出され、これも全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

○議長(安井謙君) 日程第二 一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計から繰入金に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。大蔵委員長崎均君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計から繰入金に関する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十二年十月二十七日

衆議院議長 保利 茂
参議院議長 安井 謙殿

1 一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計から繰入金に関する法律案
一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計から繰入金に関する法律案
政府は、一般会計の歳出の財源に充てるた

一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計から繰入金に関する法律案

め、昭和五十二年度において、産業投資特別会計から、千五十八億三千六百四十六万六千円を限り、一般会計に繰り入れることができる。

2 前項の規定による繰入金に相当する額は、産業投資特別会計法(昭和二十八年法律第百二十二号)第八条の積立金の額から減額して整理するものとし、当該繰入金は、産業投資特別会計の歳出とする。

附則
この法律は、公布の日から施行する。

〔崎均君登壇、拍手〕

○崎均君 たいま議題となりました一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計から繰入金に関する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、一般会計の歳出の財源に充てるため、昭和五十二年度において産業投資特別会計から千五十八億三千六百四十六万六千円を限り一般会計に繰り入れることができることとし、また、これに伴う同特別会計における整理について所要の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、政府関係金融機関における経理内容の明確化、滞償償却引当金等繰入額と償却実績との開差の問題、繰入率の算定根拠及び政府関係金融機関の運営の実情、その他予算、税制等広く今後における財政運営のあり方について質疑が行われましたが、その詳細は會議録に譲ります。

質疑を終わり、討論なく、本案について採決の結果、全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党、第二院クラブ及び新自由クラブの各派共同提案により、政府関係金融機関の貸し倒れ引当金等の繰入限度について引き続き検討すること、特別な財

源確保のための立法措置等を講ずるような場合には、関連資料等を提出し、国会審議に資することを内容とする附帯決議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

以上御報告をいたします。(拍手)

○議長(安井謙君) これより採決をいたします。本家に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(安井謙君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決されました。

(拍手)

本日は、これにて散会いたします。
午前十時九分散会

出席者は左のとおり。

- | | | | |
|----|---------|---------|---------|
| 議長 | 安井 謙君 | 副議長 | 加瀬 完君 |
| 議員 | 太田 淳夫君 | 馬場 富君 | 矢原 秀男君 |
| | 和泉 照雄君 | 藤原 房雄君 | 相沢 武彦君 |
| | 渡部 通子君 | 中野 明君 | 柄谷 道一君 |
| | 桑名 義治君 | 上林 繁次郎君 | 和田 春生君 |
| | 井上 計君 | 衛藤 征士郎君 | 原田 立君 |
| | 堀出 啓典君 | 坂元 親男君 | 宮崎 正義君 |
| | 阿部 憲一君 | 柏原 ヤス君 | 松垣 徳太郎君 |
| | 三治 重信君 | 二宮 文造君 | 小平 芳平君 |
| | 岩崎 純三君 | 中尾 辰義君 | |
| | 矢追 秀彦君 | | |
| | 藤井 恒男君 | | |
| | 鈴木 一弘君 | | |
| | 波谷 邦彦君 | | |
| | 木島 則夫君 | | |
| | 原 文兵衛君 | | |
| | 白木 義一郎君 | | |
| | 多田 省吾君 | | |

- | | |
|---------|---------|
| 田淵 哲也君 | 向井 長年君 |
| 前田 佳都男君 | 新谷 寅三郎君 |
| 下村 泰君 | 江田 五月君 |
| 市川 房枝君 | 青島 幸男君 |
| 喜屋 武真榮君 | 金丸 三郎君 |
| 北 修二君 | 熊谷 弘君 |
| 下条 進一郎君 | 鈴木 正一君 |
| 伊江 朝雄君 | 浅野 祐君 |
| 長谷川 信君 | 後藤 正夫君 |
| 糸山 英太郎君 | 遠藤 要君 |
| 上條 勝久君 | 中西 一郎君 |
| 寺下 岩藏君 | 平井 卓志君 |
| 林 道君 | 青井 政美君 |
| 世耕 政隆君 | 小林 国司君 |
| 中山 太郎君 | 志村 愛子君 |
| 中村 禎二君 | 古賀 雷四郎君 |
| 金井 元彦君 | 梶木 又三君 |
| 土屋 義彦君 | 長田 裕二君 |
| 木村 陸男君 | 大石 武一君 |
| 塚田 十一郎君 | 八木 一郎君 |
| 源田 実君 | 熊谷 三郎君 |
| 丸茂 重貞君 | 林田 悠紀夫君 |
| 河本 嘉久蔵君 | 片山 正英君 |
| 山本 富雄君 | 斎藤 十朗君 |
| 真鍋 賢二君 | 三善 信二君 |
| 堀江 正夫君 | 増岡 康治君 |
| 田原 武雄君 | 降矢 敬雄君 |
| 高平 公友君 | 高橋 圭三君 |
| 中村 啓一君 | 竹内 潔君 |
| 井上 吉夫君 | 成相 善十君 |
| 坂野 重信君 | 亀井 久興君 |
| 佐々木 満君 | 堀内 俊夫君 |
| 最上 進君 | 望月 邦夫君 |
| 細川 護熙君 | 宮田 輝君 |
| 大鷹 淑子君 | 石破 二郎君 |
| 植木 光教君 | 阿田 広君 |
| 嶋崎 均君 | 藤井 丙午君 |
| | 初村 滝一郎君 |

昭和五十二年十一月十六日 参議院會議録第十号 議長の報告事項

稻嶺 一郎君	鈴木 省吾君
徳永 正利君	江藤 智君
大谷藤之助君	加藤 武徳君
二木 謙吾君	小澤 太郎君
岩動 道行君	西村 尚治君
石本 茂君	神沢 弘治君
円山 雅也君	降矢 敬義君
藤井 裕久君	田代由紀男君
森田 重郎君	野末 陳平君
林 寛子君	野呂田芳成君
福島 茂夫君	高杉 勉忠君
村沢 牧君	勝又 武一君
藤川 一秋君	福岡日出磨君
秦野 章君	夏目 忠雄君
広田 幸一君	矢田部 理君
案納 勝君	山東 昭子君
戸塚 進也君	中村 太郎君
片山 甚市君	浜本 万三君
赤桐 操君	久次米健太郎君
菅野 儀作君	山内 一郎君
上田 哲君	山崎 昇君
和田 静夫君	西ヶ久保重光君
川村 清一君	安永 英雄君
吉田忠三郎君	坂倉 藤吾君
下田 京子君	佐藤 昭夫君
大森 昭君	松前 達郎君
糰山 篤君	山中 郁子君
安武 洋子君	安恒 良一君
吉田 正雄君	大木 正吾君
丸谷 金保君	沓脱タケ子君
小巻 敏雄君	福岡 知之君
森下 昭司君	青木 新次君
野田 哲君	対馬 孝且君
粕谷 照美君	小笠原貞子君
神谷信之助君	大塚 喬君
寺田 熊雄君	片岡 勝治君
宮之原貞光君	小谷 守君
立木 洋君	橋本 敦君

國務大臣

大蔵大臣 坊 秀男君
 農林大臣 鈴木 善幸君

議長の報告事項

一昨十四日議長において、次のとおり常任委員の
 辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 齋藤栄三郎君 補欠 降矢 敬義君
 黒柳 明君 太田 淳夫君
 地方行政委員 熊谷 弘君 補欠 徳永 正利君
 衛生 衛藤征士郎君 木村 睦男君
 鈴木 正一君 丸茂 重貞君
 大蔵委員 辞任 補欠

社会労働委員

辞任 徳永 正利君 補欠 熊谷 弘君
 石本 茂君 成相 善十君
 丸茂 重貞君 三治 重信君

国会法第四十二
 条第二項但書の
 規定によるもの
 丸茂 重貞君 三治 重信君
 国会法第四十二
 条第三項の規定
 によるもの
 鈴木 正一君

農林水産委員

辞任 坂元 親男君 補欠 中村 禎二君
 三治 重信君 木島 則夫君
 運輸委員 辞任 補欠 衛藤征士郎君
 村田 秀三君 糰山 篤君

通信委員

辞任 木島 則夫君 補欠 柄谷 道一君

建設委員

辞任 降矢 敬義君 補欠 齋藤栄三郎君
 中村 禎二君 坂元 親男君
 松本 英一君 矢田部 理君
 太田 淳夫君 黒柳 明君

予算委員

辞任 成相 善十君 補欠 石本 茂君

決算委員

辞任 石本 茂君 補欠 岩上 妙子君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を
 許可し、その補欠を指名した。

公害対策及び環境保全特別委員 辞任 補欠
 内田 善利君 中野 明君
 科学技術振興対策特別委員 辞任 補欠
 中村 利次君 向井 長年君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員
 会に付託した。

防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法
 律案(第八十回国会提出、衆議院継続審査)
 内閣委員会に付託
 健康保険法及び船員保険法の一部を改正する法

律案(第八十回国会提出、衆議院継続審査)
 社会労働委員会に付託

砂糖の価格安定等に関する法律第五條第一項の
 規定による売渡しの係る指定糖の売戻しについ
 ての臨時特例に関する法律案 農林水産委員会に付託

同日議長は、次の衆議院提出案を社会労働委員会
 に付託した。
 特定不況業種離職者臨時措置法案
 昨十五日議長において、次のとおり常任委員の辞
 任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員 辞任 補欠 勝又 武一君
 片岡 勝治君

地方行政委員 辞任 補欠 松本 英一君
 佐藤 三吾君 宮本 願治君
 神谷信之助君

法務委員 辞任 補欠 神谷信之助君

大蔵委員 辞任 補欠 下条進一郎君
 藤川 一秋君 西ヶ久保重光君
 田中寿美子君 佐藤 三吾君
 松本 英一君

文教委員 辞任 補欠 福島 茂夫君
 長谷川 信君 片岡 勝治君
 勝又 武一君

社会労働委員 辞任 補欠 長谷川 信君
 福島 茂夫君
 柄谷 道一君

農林水産委員 辞任 補欠 丸茂 重貞君
 三治 重信君

中村 禎二君 坂元 親男君

商工委員

下条進一郎君 藤川 一秋君

通信委員

西久保重光君 田中寿美子君

建設委員

坂元 親男君 中村 禎二君

予算委員

矢田部 理君 宮之原貞光君

決算委員

野田 哲君 矢田部 理君

辞任

宮之原貞光君 矢田部 理君

辞任

長谷川 信君 宮之原貞光君

辞任

渡辺 武君 小巻 敏雄君

辞任

明君(中野明君の補欠)

理事

中野 明君(中野明君の補欠)

法務委員会

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。よつて議長は即日これを法務委員会に付託した。

航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

航空機強取等防止対策を強化するための関係法律の一部を改正する法律案

同日議長は、内閣から予備審査のため送付された次の議案を委員会に付託した。

中小企業倒産防止共済法案

同日委員長から次の報告書が提出された。

漁業水域に関する暫定措置法の一部を改正する法律案可決報告書

一般会計の歳出の財源に充てるための産業投資特別会計からする繰入金に関する法律案可決報告書

同日議長は、次の委員派遣承認要求を承認した。

委員派遣承認要求書

一、目的 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(第八十回国会法案第一号)の審査に資するため、現地において意見を聴取する。

一、派遣委員

内田 善利 安田 隆明

山崎 竜男 瀨谷 英行

三木 忠雄 目黒今朝次郎

内藤 功 柳澤 鍊造

山田 勇

一、派遣地 福岡県

一、期間 十一月十六日一日間

一、費用 概算四一七、一〇〇円

右のとおり議決した。よつて参議院規則第百八十条の二により承認を求めます。

昭和五十二年十一月十五日

参議院議長 安井 謙殿

二条により承認を求めます。

昭和五十二年十一月十五日

参議院議長 安井 謙殿

同日議員から次の質問主意書が提出された。

名古屋空港及び自衛隊小牧基地内の個人所有地に関する質問主意書(森下昭司君提出)

同日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による昭和五十二年第一・四半期における予算使用の状況の報告を受領した。

運輸委員長 内田 善利

参議院議長 安井 謙殿

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(第八十回国会法案第一号)

一、公聴会の問題 国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道法の一部を改正する法律案について

一、開会の日 昭和五十二年十一月二十一日

右のとおり議決した。よつて参議院規則第六十

定価 一部 一〇円

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目一番四号
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(六代) 107

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可